

令和7年度第2回環境審議会 議事録

| | | |
|--------|---|----------------|
| 招集の期日 | 令和7年11月20日（木） | |
| 開催の場所 | 埼佛会館2F会議室 (さいたま市内) | |
| 開閉の日時 | 開会 | 11月20日 午後1時30分 |
| | 閉会 | 11月20日 午後3時15分 |
| 出席状況 | 別紙のとおり | |
| 概要 | | |
| 1 開会 | | |
| 2 あいさつ | | |
| 3 議事 | <p>諮問事項：次期環境基本計画の策定について 諮問事項：次期廃棄物処理基本計画の策定について</p> | |
| 4 閉会 | | |

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 17人

| | |
|--------|---|
| 家田 曜世 | 国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員 |
| 大河内 博 | 早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授 |
| 小川 順子 | (一財) 日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹 |
| 川合 真紀 | 埼玉大学 理工学研究科 教授 |
| 原 美登里 | 立正大学 地球環境科学部 地理学科 准教授 |
| 佐柄木 優 | 埼玉弁護士会 弁護士 |
| 細沼 千恵子 | 埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師 |
| 柳沼 薫 | (公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員 |
| 西田 秀生 | 埼玉県農業協同組合中央会 常務理事 |
| 五十嵐 敦子 | 埼玉県商工会議所女性連合会 会長 |
| 朽木 康之 | 生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員 |
| 戸山 芳夫 | (一社) 埼玉県獵友会 理事 総務委員長 |
| 杉田 茂実 | 埼玉県議会議員 |
| 内沼 博史 | 埼玉県議会議員 |
| 深谷 顕史 | 埼玉県議会議員 |
| 井原 康哲 | 一般公募 |
| 橋本 容子 | 一般公募 |

欠席委員 3人

| | |
|-------|-----------------------|
| 岡山 朋子 | 大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授 |
| 高安 健一 | 獨協大学 経済学部 教授 |
| 香川 武文 | 志木市長 |

令和7年度第2回埼玉県環境審議会

令和7年11月20日（木）

午後 1時30分開会

○司会（中山） 皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回環境審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます、埼玉県環境部環境政策課の中山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はこちらの会場とオンラインの併用による開催となっております。オンライン参加の委員におかれましては、会議中に音声が聞こえにくいなどのお困りごとがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

では、最初に資料の確認をいたします。事前にお送りしておりますが、議事資料といたしまして、資料1「次期環境基本計画の策定について」、資料2「次期廃棄物処理基本計画について」、以上、2点でございます。

参考資料として、「次第」、「埼玉県環境審議会規則」、「委員名簿」、「席次表」、「埼玉県環境基本計画の概要版」、「次期廃棄物処理基本計画（基本データ・骨子）」となります。

なお、席次表において、小川委員が会場出席となっておりますが、本日オンラインでの御参加となっております。

また、当日の追加資料としまして、本県の人口見通しに関するグラフでございます。直前の資料追加となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、環境部長の堀口から御挨拶を申し上げます。

○堀口環境部長 こんにちは。環境部長の堀口でございます。すみません、カメラの関係がありまして、着座のままで御挨拶をさせていただきたいと思います。

前回の会議を開催しました時、冒頭で今年の夏は史上最も暑い夏だと、お話を差し上げたと思います。ですが、それも含めてですね、今年は本当に例年に比べても環境問題が報道で取り上げられる機会が非常に多い年だったと感じております。先ほどの酷暑もありましたけれども、同じ頃、夏にはですね、リチウムイオン電池が原因になって、いろいろな火災のトラブルがあって、残念ながら本県でも、ごみ処理施設で火災が発生したということがございました。

そして今は、何においてもクマ対策ということで、これも決して北海道や東北だけのお話ではなく、全国どこで起きてもおかしくないという状況になっております。

これらの課題は、実は去年、今年と突然出てきた話ではなくて、長年にわたって少しずつ兆候が見られていたものが、閾値を超えたと言いましょうか。ある一定の線を超えた瞬間、吹き出すように、誰の目からも見えるようになったというような状況じゃないかと思っております。

この問題は、いずれも由々しき問題ばかりではありますが、ある意味顕在化したことで、この事実を自分事として捉え、例えば専門家の方から実務担当者の方まで、自分自身の問題ということで議論に参加するようになった。そして、例えばクマの問題一つとっても、今までほとんど知られていなかったクマの生態であるとか、街中で起きていることだけじゃなくて、山の中で生態系がどういうことになっているのか。そんな踏み込んだ報道なども行われるようになって、皆さんがある意味、正しい情報が普及しつつあるというような側面もあるのかなと思っ

ております。このように、環境問題でまず大事なのは、問題を皆さんの中に見えるような形に可視化していくことと、自分自身の問題ということで自分は何ができるのかということを考えつつ、誰が何をやっていくのかということを、緊急対策とか短期、中期、長期という時間軸の中で整理していくこと、そして皆さんのが納得する形でそうした取組を進めていくということが大事と思っております。

本日御議論いただく環境基本計画、それから廃棄物処理基本計画について、そうした問題が大事と思っておりまして、計画書を作るために議論をするのではなく、その議論のプロセスの中で、ぜひ多くの方々に御賛同いただいて、ぜひこうした取組の中に自分も参加したいと思っていただけるような議論ができるとありがたいなと思っております。

本日はまだ議論のスタート、本当にキックオフですので、こんな視点を盛り込むといいのではないかとか、こんな問題意識が必要なんじゃないかといった、そういう御提案も含めて、ぜひ色々な御意見いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

○司会（中山）御出席の委員並びに県幹部職員につきましては、お手元の席次表のとおりです。御紹介は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、本日の運営に関する注意点を何点か御説明申し上げます。会場に設置しているカメラにつきましては、「川合会長」を映すカメラ、「会場」という名称の会場全体を映すカメラとなっております。

オンラインで参加される委員におかれましては、御自身で操作し適宜映像を切り替えていただきますようお願ひします。御発言の方法ですが、会場出席、オンライン出席の方ともに発言の際はまず挙手をいただきまして、会長の指名を受けてから御発言ください。

会場出席の委員におかれましては、事務局がマイクをお持ちしますので、スイッチが点灯していることを確認してから、御発言いただければと思います。発言が終わりましたら、事務局にマイクをお戻しいただければと思います。

オンラインにて出席されている委員におかれましては、発言されるときのみ、カメラ、音声をオンにしていただければと思います。

本日の会議でございますが、委員 17 名が御出席となっております。委員の出席が過半数に達しておりますので、埼玉県環境審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

では、埼玉県環境審議会規則第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を川合会長にお願いしたいと存じます。

○川合会長 皆様、こんにちは。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速ですが、会議の公開についてお諮りいたします。埼玉県環境審議会規則第 9 条により会議は原則公開されますが、委員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は公開しないとするとされております。今回は非公開とすべき事由がなく公開したいと考えますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川合会長 ありがとうございます。

それでは会議の公開を認めます。傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて、会場での傍聴も可能としておりますが、本日傍聴者いらっしゃいますか。

○司会（中山） 本日の傍聴者はオンラインが1名、会場が1名となっております。

○川合会長 それでは傍聴者に入っていただいてください。オンラインの方も準備は大丈夫でしょうか。

（傍聴者入場）

○川合会長 それでは、続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員2名を指名いたします。家田委員、五十嵐委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○川合会長 それではお願いしたいと思います。

それでは次第に従って、議事に入ります。本日の議事は諮問事項が2件です。

まず、諮問事項1「次期埼玉県環境基本計画の策定について」です。それでは環境政策課長から説明をお願いします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課長の鈴木です。本日はよろしくお願ひいたします。それでは私は諮問事項1「次期埼玉県環境基本計画の策定について」説明させていただきます。

資料1を御覧ください。まず、「1趣旨」でございます。現行の第5次埼玉県環境基本計画が、令和8年度に終期を迎えることから、次期埼玉県環境基本計画を策定するものでございます。

続いて、「2計画の位置づけ」でございます。埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定しているものでございます。本県の最上位計画である埼玉県5か年計画と整合を図るとともに、地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理基本計画などの環境部門の上位計画として位置付けられております。また、埼玉県環境基本条例第10条第3項に基づき、策定にあたっては、環境審議会の意見を聴くこととされておりすることから、御意見を賜りたく、本日諮問させていただくものでございます。

続きまして、「3現状認識」でございます。本県では、直面する二つの歴史的課題を克服し、日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指しているところ、特に環境分野においては国際的な共通課題である「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」、「ネイチャーポジティブ」への対応に重点を置きつつ、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会づくりが求められているところと認識しております。

次期環境基本計画の期間中に迎える2030年は、2050年の「カーボンニュートラル」、「自然と共生する社会」の実現という長期目標に向けた中間点であり、これらの目標を達成できるかどうかの正念場となります。こうした社会情勢や環境政策に対する要請を踏まえ、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な観点や、今後目指すべき方向などについて委員の皆様から御意見を賜れればと思っております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。今後の予定でございますが、本日の御意見も参考に、事務局にて計画の策定作業を進めまして、次回、来年2月に予定しております今年度3回目の環境審議会におきまして、計画の全体像や施策体系といった計画の素案を提示していきたいと思っております。その後、御覧の「スケジュール案」で御審議いただき、計画の中身を詰めていきたいと考えております。最終的には御審議と並行する形で県民コメントを実施した

後、本審議会から答申をいただきたいと考えております。足掛け2か年度にわたっての御審議となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上となります。

○川合会長 それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問をお願いしたいと思いますが、まずは事前にいただいた御質問について、県から順次説明をお願いしたいと思います。それではまず、環境政策課長からお願いします。

○鈴木環境政策課長 引き続きまして、環境政策課の鈴木でございます。環境政策課に関する御質問を3ついただいておりますので、順序お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。「年間ごみ排出量や1人1日当たりのごみ排出量など、これまでの推移を詳しくグラフ化されていたので、とても分かりやすかった。県の人口の推移や年齢層の推移のグラフも後ろに載せていただけると、より状況の解釈がしやすいと感じた」という御意見をいただきました。こちらの御意見は主に審議事項2の廃棄物処理基本計画を念頭にいたいた御意見かと存じますが、年齢区分別人口推移というのは、これから御審議いただきます環境基本計画にも関わる重要な基礎データだと考えておりますので、本日追加資料としてお配りさせていただきましたので、御参考いただければとい思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、質問の2つ目でございます。「2030年はネイチャーポジティブを実現する短期目標年であり、現行計画の指標ではこの目標は達成できない。目標達成のため、施策指標の目標値のうち、特に緑の保全面積を高く設定することが必須だと考えるがどうか」との御質問、御意見をいただきました。これにつきましては、御指摘のとおり、2030年はネイチャーポジティブ実現までの工程で重要な意味を持つ年でございます。御提案のあった緑の保全面積を含め、的確な指標や目標値の設定に努めてまいりたいと存じます。

続きまして3点目の御質問です。「国交省が設置した有識者会議から、生物の生息、生育、繁殖の場としてもふさわしい河川整備および流域全体としての生態系ネットワークのあり方」というものが提言された。その提言内容に流域治水の取組と合わせ、グリーンインフラの取組を展開とある。その提言から検討すると、生態系ネットワークを推進することなどを指標・目標として加えていくべきと考える。例えば、調整池など治水施設が生物の生息場として整備できるよう、あるいは改善されるよう盛り込むのはどうか」との御意見をいただきました。

この御意見につきまして、委員から御提案いただいた流域治水とグリーンインフラを連携して取り組んでいくことは、ネイチャーポジティブの実現に向けて重要な視点と考えます。

河川や水辺における生態系ネットワークの推進を反映するような施策等について、関係各課と連携して検討を進めてまいりたいと思っております。私の回答は以上でございます。

○川合会長 続いて、エネルギー環境課長、お願ひいたします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。再生可能エネルギーの関係につきまして、3点質問を頂戴しておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございます。「環境基本計画には、本県の再エネポテンシャルは限定的でありと記載されている一方、戸建て住宅数が全国2位という本県の強みを生かし、住宅太陽光発電の導入が進んだことや、更なる再エネの普及拡大方針を掲げているが、県は住宅屋根や公共施設、工場など非住宅の屋根、農地などにおける太陽光発電の導入ポテンシャルを定量的に把握しているか。把握している場合、どの設置場所でどのように増やしていくかとお考えか。また

把握されていない場合、ポテンシャル調査を行う予定はあるか」との御質問でございます。

本県の屋根や農地における太陽光発電の導入ポテンシャルにつきまして、建物のポテンシャルが70%でございまして、多い順に住宅、工場、倉庫、学校などの公共施設の建物となっておりまして、これらの建物の屋根や屋上への設置を補助金による財政支援を行うほか、県有施設についても太陽光発電設備の設置を進めていきたいと考えております。

続いての御質問でございます。「令和7年2月に閣議決定された国第7次エネルギー基本計画によると、太陽光発電を現状の3倍増やす必要があるとの記載がある。戸建て住宅数全国第2位の埼玉県でも、ぜひ更なる太陽光発電の導入を進めていただきたい。埼玉県温暖化対策実行計画において、再エネ全体の発電電力量割合の目標は示されていますが、太陽光発電単体の導入目標は掲げられていない。今回の環境基本計画改定にあたり、太陽光発電導入目標を立てる検討はしていますか。なお、近傍の東京都と千葉県は記載がある」との御質問でございます。こちらにつきましては、太陽光発電の導入を単独の目標として、設定することは考えておりません。と申しますのも本県の場合、導入可能な再生可能エネルギーはほぼ太陽光発電のみでございまして、電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合は、ほぼ太陽光発電の導入割合とイコールと考えられますため、同じ趣旨の指標を2つ立てることはないというような判断をしているところでございます。

3つ目の御質問でございます。「東京都等は、国の制度だけでは2030年までにGHG排出削減目標に到達しないことから、独自の太陽光発電設備の設置標準化及び義務化制度を講じている。また、埼玉県の一般住宅所有者向けの太陽光発電設備導入補助金については、募集開始1ヶ月で受付終了するなど、県民の中でも設備導入の需要が高いと推察できる。以上より、太陽光発電普及策の一案として、屋根付き太陽光発電設備設置の標準化について検討しているか。検討していない場合や、検討したうえで断念した場合は、その理由を説明してほしい」との御質問でございます。こちらにつきましては、太陽光発電設備の設置標準化や義務化制度につきましては、太陽光の特性や設置者への負担など整理すべき点もございまして、現時点では検討しておりませんが、先行している自治体の事例も参考にしながら研究をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○川合会長 はい。それでは続きまして、温暖化対策課長、お願ひいたします。

○佐藤温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。建物の断熱について質問を1ついただいております。御質問の内容ですが、「環境基本計画18ページには住宅の省エネルギー対策の実施が掲げられており、とりわけ建物の断熱が重要だと考えている。断熱改修の優先順位付けや補助金の配分、目標値の設定などの政策判断のためには、現状把握が必要であると考えるがどうか。把握していない場合は、今後実態調査等を行う予定はあるか」との御質問でございます。質問についてお答えいたします。建物の断熱化に向けた現状について、環境部としては把握しておりませんが、断熱対策は有効な対策と認識しておりますので、今後、住宅を所管する部門と連携をしながら、住宅や公共施設の断熱性能の動向把握に努めてまいります。以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。事前質問ということで、ここまで7つ質問をいただき、それに対する御回答をいただきました。この後、委員の皆さんも御自由に御発言いただいて、御意見・御質問などしていただければと思います。

また、事前質問に対する回答を受けて、改めて御質問するのも結構かと思います。それでは、発言されたい方、挙手をお願いいたします。柳沼委員お願いします。

○柳沼委員 ありがとうございます。先ほど、環境政策課長から御回答いただきました生態系ネットワークに関する件ですが、例えば、今回の計画に関係して、この審議会に御出席いただいている県の皆様の御所属というのは、環境部の方もいらっしゃいますし、それ以外の方もいらっしゃると思います。先ほど住宅のお話もありましたが、その他の部局とも連携をしていくということになりますと、例えばこの審議会にいらっしゃる県の関係部局として、例えば河川の部局であるとか、公園の部局、あるいは住宅の部局とか、そういう組織を横断するような形でこの次期計画を考えていくというようなことで、よろしいのでしょうか。

○川合会長 それでは環境政策課長、お願ひいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課の鈴木でございます。ただいまの柳沼委員の御質問でございますが、本日は環境部と農林部の森づくり課の職員が参加しておりますが、御指摘のとおり、環境基本計画の策定にあたりましては、この環境部と農林部だけではなく、他の課が関係いたしますので、全員このように対面とするかは、スペースの都合もありますので、場合によってはオンライン参加という話もありますが、次回以降でなるべく関係する課に参加をしてもらうようにして、幅広な議論ができるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○川合会長 柳沼委員いかがでしょうか。

○柳沼委員 はい、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 他にいかがでしょうか。橋本委員お願いします。

○橋本委員 太陽光発電の導入目標について重ねてお尋ねいたします。

再エネ全体の発電電力量割合の目標が示されていますが、太陽光発電単体での目標を立てる検討はされているかという質問に対して、ほぼ同じ目標となるので考えてはいないという回答だったかと思います。

温暖化対策実行計画の中に、再エネの目標値が定められているかと思うのですが、こちら現状値が7.3%に対し、2030年に14.3%に増やすという計画としています。パーセンテージの目標ですと、分母に変動があるので、実際にどのくらい再エネが増えたのかということがわからぬ。キロワット単位で目標を立てていただけすると、どのくらい達成ができたのかということが、県民に知らせやすいかと思うので、そういう検討はなさっているかということを重ねて質問します。

○川合会長 エネルギー環境課長、お願いします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。御質問ありがとうございます。県民の皆様にわかりやすい指標を作っていくということは重要だと考えております。現在は割合でお示しをさせていただいておりますが、委員の御指摘にありましたような、キロワット単位での指標の方がわかりやすいのではないかというような御意見も、しっかりと踏まえまして、わかりやすい指標を検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○川合会長 橋本委員、よろしいでしょうか。

○橋本委員 はい。

○川合会長 それでは他の委員いかがでしょうか。杉田委員、お願いします。

○杉田委員 よろしくお願ひいたします。農業会議の常設委員会が月に一度開かれておりまして、いわゆる各市町村では農業委員会と表現しております、それを束ねているのが県の農業会議ということになります。

これはいわゆる 30 アール以上の農地転用を認めるか認めないかという会議ですが、ほぼ毎回矛盾を感じることがあります。先ほど、各部局に横串を刺すとのお話があったかと思いますが、埼玉県以外、具体的に申し上げますと、東京都が補助金をつけています中で、東京都にある事業者が、他県に太陽光発電を設置しても補助金がつくという制度があるようでございます。

そうすると、東京都の事業主が埼玉県の農地を農地から転用して、太陽光発電の事業を開始すると。私は農業の立場から考えることが多いですが、そうなると埼玉県の農地が先ほどお話しましたように、一定以上の面積の農転ですから、国は大型化や機械化などのスマート農業を掲げているわけですが、このシステムで東京都の補助金があると、埼玉県の農地が虫食いになってしまい、大型化だとスマート農業とは逆の方向に行ってしまうというようなことがあります。

やはり埼玉県だけで考えても前に進まなかったり、進み方が逆方向になってしまったりということがあるのではないかと、現実にそういったことが起きております。先ほどの他部局との関連をより強めていただく、そういうことをお願いさせていただきたいと思います。以上です。

○川合会長 環境政策課長、お願いします。

○鈴木環境政策課長 ただいまの御意見はおっしゃるとおりでございまして、まず府内で、各部局と連携をとってまいります。農地転用は農業委員会あるいは農業会議の所管ですので、環境部が指示することはできないわけですが、しっかり農林部を含めて、他部局と連携してまいります。また、可能な限り、他県の状況もよく把握したうえで、環境基本計画を作り上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、オンライン参加の大河内委員が挙手されているようですので、御発言ください。

○大河内委員 太陽光発電の件で、2つお尋ねをします。

1つ目は、今後どういうところにソーラーパネルを増やしていくかと計画を立てているのかということ。

2つ目は、現在のシリコン型のパネルの場合、いろいろ問題があると思いますが、最近開発されたペロブスカイト型のソーラーパネルというのも、今実用化しつつあります。そういう新しいものを導入するという計画があるのかどうか、その2つについて教えてください。

○川合会長 それでは、エネルギー環境課長、お願いいたします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。御質問にお答えをさせていただきます。まず、どういったところにソーラーパネルを設置していくのかというところでございます。場所等につきましては、先ほどの回答と少し重複しますが、建物の屋根、そして屋上への設置につきまして、補助金等による支援などを行ってまいりたいと考えております。

また、ペロブスカイトにつきましては、御指摘のとおり、これまで現状のシリコン型の太陽光パネルが設置できなかったような場所にも設置できる可能性が出てくると考えております。今後、再エネ導入を推進していくうえでは、しっかりと考えていかなければいけない、新しい

技術だと考えております。現状では、まだ手に入りにくいところがございますので、社会の市場等の状況をしっかり見極めながら、県内の再エネ導入にしっかりと貢献していけるように、推進について支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○川合会長 大河内委員、いかがでしょうか。

○大河内委員 はい、ありがとうございます。1点目ですが、一般住宅の屋上にそういったソーラーパネルなどを設置することを想定してない形で住宅が作られていると、現在のシリコン型のものと重量がありますから、構造上いろいろ問題が起きてくると思います。

そういう場合に強度補強みたいなことも含めた補助を現在行っているのか。このことは、かなり重要だと思いました。質問というかコメントであります。そういう意味では、新しいペロブスカイト型のものだと、そういう強度補強的なことは問題になってこないので、やっぱり導入すべきではないかなと思いました。以上です。この件に対する回答は結構です。

○川合会長 コメントをいただいたということです。よろしいでしょうか。では、エネルギー環境課長お願いします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。しっかりと検討してまいります。ありがとうございます。

○川合会長 それでは、続きまして、小川委員お願いします。

○小川委員 ありがとうございます。今の大河内委員の御発言に関連して、また他の委員の皆様からも太陽光発電の促進は非常に重要なことで、私もそれに対して、異論はありません。ただ一つ、太陽光パネルに関して申し上げると、今どこの国の太陽光パネルが多いのか考えると、中国製が9割ぐらいを占めています。

私のようにエネルギー安全保障の研究をしている者からすると、太陽光パネルではない他の事例ですけれど、ロシア・ウクライナ危機において、ロシアからのエネルギー供給というのは結構途絶されることがあって、日本は石油危機以降、いろんな国にリスク分散をすることによって、あまりヨーロッパほどは大きな影響を受けなかったという経験があります。

では、ヨーロッパは何が起こったかというと、脱炭素を目指すにあたって、石炭から天然ガスへの転換。燃料としてロシアの安い天然ガスに非常に大きく頼った。特にドイツ、イタリアではその影響がものすごく出てしまって、もう電力価格というのは、日本の比ではないほど数倍高くなってしまったというようなことで、大混乱になったということがあります。太陽光パネルも同じようなことが言えて、今は安く供給してもらっているが、20年後、本当に安く供給されるのか?、あるいは今のような、日中の関係が悪くなった時に、本当にエネルギーという重要なライフラインの供給は続くのか?

こういった重要なもののほとんどを、一国、そして政情があまり安定しないような国に頼るというのは、エネルギー安全保障上は非常に問題があると感じております。埼玉県においても、太陽光パネルを進めるにあたっては、日本製のものになるべく取り入れるというようなことをしていただくのがいいと感じながら聞いていました。これはエネルギー安全保障的には大きな、将来的に問題になるだろうなと感じているところです。

○川合会長 ありがとうございます。御意見いただきましたが、いかがでしょうか。では、エネルギー環境課お願いします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課長です。太陽光パネルの関係について、お答え

を申し上げます。安全保障の点からもということでございますが、先ほどの御議論の中でもございましたペロブスカイト型につきましては、まさに国内のメーカーがしのぎを削って、必死に開発を進めてくれているところでございます。本県といたしましても、ペロブスカイト型も活用した再エネの導入をしっかり推進していくことによって、そういったエネルギーの安全保障の点でも貢献をすることができるよう、しっかり取り組んでいけたらと考えております。以上でございます。

○川合会長 小川委員、いかがでしょうか。

○小川委員 はい、ペロブスカイト型については、本当に進めるべきだと思いますけれど、これも中国で最近安価に作れるようになってきて、そこも脅威になってきているので、ぜひ日本の技術を進めるというか、日本の技術を取り入れる、購入するということを、一般県民も含めて、ちょっと高くても日本産を買うというような消費者の意識も必要だなと思いながら聞いておりました。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。いただいたコメントを参考に御検討ください。それでは、その他の方から御質問をいただきたいと思います。橋本委員、お願ひします。

○橋本委員 今回、パネルについていろんな委員から御意見があったかと思います。東京都の事業者が埼玉県の農地でパネルを設置している事例ですとか、私も知らないことがたくさんありました。

私の住んでいるときがわ町は山間地ですけれど、やはりメガソーラーに対する恐怖感とか不安感というのはとても強い地域になっております。ソーラーパネルってすごく環境に悪いよねという印象を持つ方がとても多くいるという実情があります。

ただ、やはり、気候変動とか温暖化を解決するために再エネが主電源になっていくというのは、確実に進めたほうがいいことだと思うので、どんな再エネが良い再エネなのか、そのことをぜひ、この環境基本計画の中で方向性を示していただけすると、とっても県民の皆さんもわかりやすいですし、市町村の温暖化対策にも参考になると考えています。

こういうメガソーラーとか、県外から事業者が来て、環境を壊して、地元の景観が悪くなる、そうではなくて、いい再エネを進めていきましょう、という旗印を示せるといいなと思っています。私が思いつくのでは、やはり屋根上の太陽光を推進していくことが、最も良いのではないかなと考えております。

先ほど、屋根置き太陽光の設備設置の標準化についての質問がありましたが、色々と整理検討していくという御回答だったと思います。仙台市では制度の対象となる大手住宅供給事業者が東京都や川崎市の制度対象事業者と 64%、重なっているということが、分かっているそうです。

そのため、埼玉県は仙台よりも東京や川崎に近いので、すでに太陽光発電設備設置の標準化に対応している事業者が、比較的多い割合でいるのではと思われます。ですので、負担などは、もしかしたら結構低いかもしれないと考えられるので、この屋根置き太陽光をやるということで、良い再エネの一つのモデルにしていただけたら、と思いました。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、エネルギー環境課長、お願ひします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。御意見等ありがとうございます。県民の皆様、そして企業の皆様に安心で、良い再エネを入れていただけるように、しっか

り考えていくことが県の役割だと思っております。先行事例をしっかり参考にしながら、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。では、その他の委員いかがでしょうか。深谷委員お願いします。

○深谷委員 深谷でございます。先程来、再エネについて話が出ておりますが、計画の中でも再エネであれば、太陽光とかバイオマスとか、地中熱だとかコーチェネレーションだとか、幅広にやっているのはもちろんいいのですが、蓄電池とか補助金もそんなに予算もないし、やれることはやるけれど、埼玉県の戦略性というか、先ほど橋本委員さんもおっしゃる部分と重複しますが、埼玉県として、これをこうやっていくという戦略性が見えてこないと考えます。他県でも同じような状況だと思います。日本全体で取り組まなければなりませんが埼玉県の特性に合わせた形で、戦略性というのは、今後どういう考え方をお持ちなのかということをシンプルに伺いたいです。以上です。

○川合会長 エネルギー環境課長、よろしくお願いします。

○尾崎エネルギー環境課長 御質問ありがとうございます。脱炭素を進めていくこと、エネルギー・リジエンスをしっかり強化をしていくこと、この両立を図っていくことが、非常に重要なと考えております。

これまで様々なところから、色々な御意見を頂戴しておりますので、その二つを両立するにはどうしたらいいか、エネルギーをしっかり安定供給できる、また効率的に利用していくにはどうしたらいいのか。また地産地消の視点もしっかり踏まえまして、検討しているところでございます。今すぐに戦略をお示しすることができずに申し訳ございませんが、しっかりと検討しているところです。

○川合会長 ありがとうございます。しっかり検討をお願いします。それでは他いかがでしょうか。原委員、お願いいたします。

○原委員 ありがとうございます。いろんな委員の意見もお伺いさせていただきました。方向性がそれるかもしれないということと、他部署との関連ということで、御質問します。

前回の環境審議会でもコメントさせていただきましたが、やはりこういった環境基本計画の一部で、施策の方向性には、地域づくり、人づくり、それから様々な自然関係の保全という言葉が入っております。ただ、保全、地域づくりをするにあたっては、知ってもらうということをやらなければいけないと思っています。

例えば小学生にしても、小学校4年生から6年生の間でごみを削減しなければいけないとか、水は大切に使わなければならないということを学びますが、実体験はしたことがない。当然みんな知っていますが、では、自分の家はどうかということを振り返ることがないので、身についていない子が多いと感じています。

私は、大学生に2週間、自分の家でどれぐらいごみを出しているか、水をどれぐらい使っているかを調査し、まとめてレポートを出させています。

そうすると、短期間でも、こんなに水を使っていたとか、こんなにごみを出していたということに気付くことがあります。そうすると、その効果が5年、6年と続くとまで考えておりませんが、やっぱり一度知ってもらう、いろんなところに目を向けてもらううえで、すごく大切だと思っています。

例えば、県内であれば、本学があります熊谷市などでは、エネルギー・マネジメントを小学校6年生で学んでもらい、実際自分の家でどれくらいエネルギーを使っているのかを、実体験し、調査をした結果を発表してもらう機会を作っています。ですので、環境基本計画の中には、次世代の子供たち、現状の県民の方々への、情報公開はもちろんされているのでしょうかけれど、次世代の子供たちに知ってもらう場をつくるというのも一つ大事だと考えています。

埼玉県は、これだけ戸建てが多く、家族世帯が多いという特性もありますので、こういったことを組み入れていただくと、より良い、今後も含めたその5年、10年という期間だけではなく、更にその先まで見据えた環境基本計画を考えていけると感じております。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、環境政策課長、お願ひいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。ただいま、原委員から御提案がありました、知ってもらうことは大変重要なと思っております。

皆さん、御案内のとおり、環境問題は本当に県民皆様に関係することでありながら、意識が高い方と、そうではない方と分かれてしまっている実態があると思います。我々も、しっかり環境学習や啓発に努めるとともに、教育局や教育機関との連携も十分に考えながら、取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○川合会長 原委員、いかがでしょうか。

○原委員 ありがとうございます。その際に、大学を使っていただくのもよいと思います。埼玉県は埼玉県環境科学国際センターという素晴らしい機関を持っていて、そちらでもかなり子供への普及活動をしていただいているし、知っていただくというのは大事かと思っております。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。予定している時間に近づいてきておりますが、あと一つ、御質問をお受けできるかなと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、諮問事項1「次期埼玉県環境基本計画の策定について」は、次回以降の継続審議とさせていただきます。

続いて諮問事項2「次期廃棄物処理基本計画の策定について」です。それでは、資源循環推進課長から説明をお願いします。

○今川資源循環推進課長 資源循環推進課の今川です。私から、3ページ目、資料2を使って説明いたします。

第10次埼玉県廃棄物処理基本計画骨子について「計画の位置付け」ですが、この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する法律、埼玉県生活環境保全条例に基づき策定する計画でございます。

続いて、右側の「計画期間」ですが、現計画の計画期間が今年度で終了しますことから、来年度から令和12年度までの5年間とします。

次に、「目指す方向性」ですが、令和7年2月に出された国の基本方針を踏まえて、限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムの確立を目指します。

次に「基本方針」ですが、目指す方向性、近年の激甚化・頻発化する災害への対応、人口減少・少子高齢社会を見据えた一般廃棄物処理体制の整備を考慮し、1から4のとおりにしたい

と考えております。

次に「数値目標」ですが、「1一般廃棄物」については排出量、1人1日当たりの焼却量、最終処分量、「2産業廃棄物」につきましては、最終処分量と循環活用量、そして「3食品ロス量」の6つの設定を考えています。目標値につきましては、国の目標値を踏まえて設定いたしました。産業廃棄物の循環活用量だけは、県独自の指標となりますけれども、産業廃棄物の発生量から最終処分量を差し引いた数字になります。循環利用を図るための指標と考えております。

続いて次のページを御覧ください。「施策体系」は、基本方針に沿いまして、青い字で大きめに書いてありますとおり、4つのカテゴリーに分けて、掲載しております。

まず、「Ⅰ サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進」です。表のとおり、事業者や市町村と連携した資源循環の推進や県民の行動変容の促進などを行います。特に赤い字で（新）と記載している、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の推進など、3つの項目を新たに追加したいと考えております。

次に、「Ⅱ 廃棄物の適正処理の推進」ですが、廃棄物の排出事業者及び処理事業者への指導や不法投棄防止対策等の徹底に取り組みます。また、有害廃棄物等の適正処理の徹底として、PCB やアスベスト、更に近年火災事故の原因となっているリチウムイオン電池など、処理困難な廃棄物あるいは有害な廃棄物を含むすべての廃棄物が適正に処理されるよう取り組んでまいります。

次に、「Ⅲ 災害廃棄物への対応力強化」ですが、災害廃棄物処理の体制強化として、平時からの関係団体との連携強化等を図ってまいります。

次に、「Ⅳ持続可能なごみ処理体制の整備」ですが、持続可能なごみ処理体制の整備のため、ごみ処理施設の広域化・集約化、高齢化や担い手不足に対応した取組を行ってまいります。

最後に、記載はございませんが今後の予定としまして、本日の御意見を参考にして素案を作成した後、県民コメントを実施しまして、次回の環境審議会にお諮りしたいと考えております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 はい。それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問をお願いしたいと思いますが、その前に、まずは事前にいただいている御質問について、順次説明をお願いいたします。資源循環推進課長、お願ひします。

○今川資源循環推進課長 はい。それでは、事前にいただいた御質問について、全部で9ついただいておりますので、順次説明いたします。

まず1つ目ですが、資料の27ページ参考資料5になりますけれども、「不法投棄されているものの品目を把握しているか。また、残存量が横ばいであるが、長期間放置されていることで、環境に悪い影響を及ぼすことがあるか」という御質問でございます。まず、不法投棄されている品目については、木くず、がれき、廃プラスチックなど、建物の解体工事などで発生する廃棄物が大半を占めています。また、放置されることによる影響ですが、環境管理事務所が監視を行っており、特に悪影響は生じておりません。

2つ目、「ページ25の循環活用量について、令和5年度の10,804千トン/年と、ページ26の最終処分量は155千トン/年とあり、ごみ全体の98.6%が循環活用されているという理解で良い

か。また、ページ31を見ると、再生利用率24.3%（令和5年度実績）とあり、“循環活用”と“再生利用”的定義が異なるということか」という、御質問でございます。まず、産業廃棄物が循環活用されているという理解で良いかということにつきましては、御指摘のとおりでございます。次に“循環活用”と“再生利用”的違いです。循環活用は産業廃棄物のうち、有償で売却されたものと再利用されたものの合計となっております。再生利用量は、一般廃棄物のうち、再利用されたものでございます。

次に、3つ目でございます。「ページ26の最終処分量につきまして、廃棄物の入手が困難になりつつある中で、燃料になりうる廃棄物を産業部門で有効に使えるような取組や支援を促進していくことについてどう考えるか。また、これをしてことでページ31の再生利用率の向上にも資するを考えるかどうか」というような御質問でございます。まず、燃料になりうる廃棄物を使える取組、これが再生利用の向上にも資するものでございまして、県としても、今後効果的な取組や支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

続いて、4つ目でございます。「埼玉県の最終処分場の猶予は短いことから、基本的な方針に廃棄物を減らすという姿勢を入れ込むべきではないか。また、計画目標の数字が他の都道府県と比べて高い目標になっているか」というような御質問でございます。基本方針につきまして、廃棄物を減らすというニュアンスが含まれるよう、見直しを検討したいと考えています。また、計画目標案の数字ですが、例えば一般廃棄物の「1人1日あたりの最終処分量」は、現状でも全国平均の半分以下となっておりまして、それを更に引き下げようという目標となっております。

続いて、5つ目でございます。「衣食住のうち、衣類に関する取組、及び住に関する小型家電のリサイクルや再資源化が必要だと考えるが、項目に追加してはどうか」という御意見でございます。こちらにつきましては、サーキュラーエコノミー関連施策の中に盛り込む予定ですが、独立した項目として追加すべきかどうか、改めて検討したいと考えています。

続いて、6つ目でございます。「ページ3、目指す方向性、基本方針について、3Rの文言が一切消えているがどうか」という御意見です。3Rを包含した取組として、サーキュラーエコノミーを位置付けておりまして、現計画の理念を継承していくという認識でございます。

続いて、7つ目でございます。「ページ4、サーキュラーエコノミーの推進に、新たに3つの取組が盛り込まれたが、その具体的な施策はどのような事業を想定しているか。また、県として、リデュースビジネス、リユースビジネスはどのようなものと捉え、なおかつどのように連携して推進するか」という御質問でございます。サーキュラーエコノミーの具体的な事業としましては、廃棄物を再資源化する設備の導入支援やリサイクル品の販売促進などを想定しております。また、リデュースビジネス、リユースビジネスをどう捉えているかについては、ごみを出さない仕組みづくりや再利用を促すビジネスと捉えておりまして、サーキュラーエコノミー推進分科会での交流を通じて連携を図ってまいりたいと考えています。

続いて、8つ目でございます。「ページ28、食品ロス発生量の令和5年度の最新値の事業系及び家庭系の内訳を知りたい。また、その算出根拠について知りたい」ということでございます。まず食品ロスの令和5年度の内訳ですが、事業系が9.2万トン、家庭系が8.5万トンとなっております。算出根拠ですが、事業系につきましては、国が算出した全国の推計量を本県の事業所数で按分しております。家庭系につきましては、県内9つの市で調査した家庭ごみにお

ける食品ロスの割合をもとに、全県の食品ロス量を推計しております。

最後に9つ目でございます。「資料2のページ4で、3R+Renewableが記載されているが、Renewableはプラ戦略のみで使用されている概念で、削除すべきではないか」という御意見です。委員の御指摘も踏まえて、削除する方向で見直しを検討してまいりたいと考えております。事前にいただいていた質問は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。今、御回答いただいた内容を含め、コメント、御質問などがありましたら、お願ひします。いかがでしょうか。細沼委員、お願ひします。

○細沼委員 22ページの都道府県別の最終処分量と1人1日当たり最終処分場の残余容量について、前者については全国で12位であり、後者については後ろから5番目となっており、処分で燃やしたりすることで、最終処分する量が圧縮されたと考えてよいのでしょうか。そうであるならば、先ほどの原委員からのお話のように、子供たちにわかりやすく広めたい、そして、大勢の方に知っていただく方法が何かあればいいかなと思いました。

例えは市報などでも、もっと子供たちにわかりやすいように、漫画のようなものを作れるといいのかなと思いました。これは質問ではなくて、意見です。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、資源循環推進課長お願ひします。

○今川資源循環推進課長 資源循環推進課です。お話のあった22ページの図ですが、いろいろデータがございまして、少々複雑で申し訳ありません。埼玉県における最終処分量において、ごみを多く排出している割には、全国順位で比較すると、再生利用しているということでございます。最終処分場の残余容量については、事前質問と関係しますが、こちらは、最終処分量が減っているというものではなく、最終処分場に埋められる量、スペースが少ないとということでございます。最終処分する場所が少ないとという状況でございまして、そのような状況も考慮して、寄居町に埼玉県営の最終処分場を運営しております。また、焼却灰をセメント化などの取組を進めて、なるべく最終処分場が早く満杯にならないような取組を進めているところでございます。以上でございます。

○川合委員 細沼委員、よろしいでしょうか。

○細沼委員 ありがとうございました。

○川合委員 はい。それではオンラインの方で、大河内委員から挙手をいただきました。御発言をお願いしたいと思います。

○大河内委員 はい。25、26ページで御説明いただいたところで、教えてください。25ページの循環活用量で、この定義が総発生量引く最終処分量ということ、26ページの最終処分量は、最終的に何も活用されずに廃棄されたものであるということ。総発生量の内訳の図がどこにあるのかわかりませんが、例えはこの中でプラスチックについてまずお尋ねをします。

廃プラスチックというのが、循環活用量が年間で41万6千トンということでしょうか。これは、どのように活用されているのか。いわゆるプラスチックですと、サーマルリサイクルとかケミカルリサイクル、マテリアルリサイクルがあります。プラスチックがどういう形で活用されているのか教えてください。以上です。

○川合会長 それでは、資源循環推進課長、お願ひします。

○今川資源循環推進課長 廃プラスチックにおいては、産業廃棄物でございますので、例えば自動車用でありますとか、いろんな製造業とかの再生プラスチック、そこで使われているもの

が多いと捉えております。以上です。

○川合会長 大河内委員いかがでしょうか。

○大河内委員 いや、今言ったその三つのサーマル、ケミカル、マテリアルのどういう形で利用されているのか、その内訳を教えてくださいという質問をしております。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 失礼いたしました。その点については手持ちのデータがございませんので、それ以上わからないところでございます。以上でございます。

○川合会長 今手元にないだけで、データは存在するということでよいでしょうか。資源循環推進課長お願いします。

○今川資源循環推進課長 データが存在しないということでございます。

○川合会長 大河内委員、いかがでしょうか。

○大河内委員 ないならしょうがないですが、そういう内訳をぜひ知りたいなと思いました。例えば日本全体で言うと、サーマルリサイクルが大部分で、結局燃やして、それを熱量として活用するというのを、日本はリサイクルとして入れておりますけど、世界的にはそういったものはリサイクルには入っていないというところです。大体今、日本全体だとケミカルとマテリアルは3割ぐらいです。その辺のデータも、ぜひ日本の平均的なものからして埼玉県は非常によく活用しているのかどうか、数値として表現されるのであれば、そこはアピールできるのではないかなと思いました、質問いたしました。今はデータがないということですが、そういう形でのアピールもしていただけるとよいと考え質問させていただきました。以上です。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 推計できるかどうか検討してまいりたいと考えています。

○川合会長 大河内委員、いかがでしたでしょうか。

○大河内委員 はい。ありがとうございます。

○川合会長 それでは、引き続き、委員の皆様から御意見・御質問いただきたいと考えております。原委員、お願いいたします。

○原委員 本質から少しそれるかもしれません、今手元で調べたところ、最近はほとんど皆さん、我々も子供たちも何かを調べるにあたってはもうネットで検索をするってことが第一歩として入ってくるかなと思います。今ユーチューブにいろんな動画が上がっていまして、環境保全に関する動画も多くあります。ただ、その中では信憑性が低いものもたくさんあることも事実で、そこを取捨選択するのは大人でも子供でも少々難しい。

その中において、例えば自治体が公開するものは、色々なチェックをしたうえで公開しているので、ある程度信頼性が高いであろうと思います。今、「環境問題 県 ユーチューブ」と調べたら、千葉県や群馬県がかなり色々なことをされていると、私も今初めて知りました。

例えば群馬県では、マイクロプラスチックって何という子供向けの動画から、マイクロプラスチックがどう動いているのかという動画を海のない群馬県でも海を汚しているということが伝わるような動画が作られております。神奈川県では、子供用のかながわ環境スクールという動画コンテンツを出しており、いろんな動画が今あるようです。

紙で出すとか、何かこう目に触れることも大切かと思いますが、やっぱり今の検索システム自体がネットから入るということが多い昨今、そういった手法も御検討いただければなと思い

ました。ただ、それを県の皆様にやっていただくのは、あまりにも負担が多いと思います。ですので、例えば、福井県では高校生が作った動画を公開している。例えば、県が高校とタッグを組んで、高校生に作ってもらって、優秀なものを公開していく。もちろん大学を使っていただいてもよろしいかと思います。そういうものを県の職員が、それほど負担にならない形のコラボということ。そうすると高校生は自分自身が調べて、こういう実態だとわかります。調べたことを自分たちより下の子供たちに伝えるにはどうすればいいかと考える。いろんな環境教育の観点からもすごく効果が高いと考えています。

実を言うと、おそらく様々な県内にある、県外にあるところも含めて、こちらにいらっしゃる先生方が所属する大学でもそういう調査やプレゼンするなど多々されています。それはあくまでも授業の中でクローズドされており、もったいないなと思うことがあります。そういうお互いにコラボしながら、より普及していくけるようなところを合わせて、一緒に考えさせて頂ければと思いますので、頭の片隅でも置いておいいただければと思います。以上です。

○川合会長 いかがでしょうか。温暖化対策課長、お願いします。

○佐藤温暖化対策課長 廃棄物のお話のところで恐縮ですが、温暖化対策の今年度の新たな取組ということで、子供、若者をターゲットにした啓発動画を若い方々中心に作っていただい、それを県が普及啓発として、活用させていただくという取組を本年度に初めて行いました。なかなか思うようにいかなかつた点はございますけれど、県内の大学から、かなり応募をいただいて、今審査が進んでいるところです。もうじき入賞作品が決まって、公開できると思いますので、ぜひ注目していただければなと思います。以上です。

○川合会長 原委員いかがでしょうか。

○原委員 ありがとうございました。ぜひそうなった場合に、広報していろんな方に見ていただけるように、その点もお願いいたします。ありがとうございます。

○川合会長 ちなみにそれはいつ頃公開できそうでしょうか。

○佐藤温暖化対策課長 近日中に、入賞作品を決定いたしまして、12月14日に表彰式を予定しております。そのくらいの時期には、公開できるようにしたいなと考えております。よろしくお願いいたします。

○川合会長 わかりました。他に御意見いかがでしょうか。家田委員、お願いします。

○家田委員 ありがとうございます。私からは今、原委員からお話しいただいたことに関連して1つ、その他2つ、お伺いしたいことがございます。

まず、基本的な質問で大変恐縮ですが、今回いただいた資料が私自身とても勉強になりました。埼玉県の現状を把握するとともに、これからどう向かっていくべきか、大学の試験をしているかのような、関連性も考えながら非常に勉強になりました。資料のこれらの図はどこで公表されているものなのでしょうかというのが1点目の質問です。と言いますのは、先ほどの原委員のお話ありましたように、こういう資料をもとに学校で授業をする、子供たちが考える場というものがあってもいいのかなと思ったためです。

私自身、子供がおりまして、そういう課題が出ますが、やはりネットで調べてまとめて終わらせている。そうではなくて、先ほどの情報の信頼性というのも含めて、まさに正しい情報で、関連した資料が複数ある中での議論、そこから自分たちが結びつけて何か考えるという、そういう取組が大事だと思い、質問させていただきました。

2つ目の質問です。資料の4ページ目のところで、身近なところからの質問ですが、家庭から排出されるリチウムイオン電池等の適正処理の推進と書いておりますが、家庭における処理の意識づけの推進なのか、それとも事業者と協力して何か取り組むということなのかをお聞きしたいです。具体的には、やはり電池は処理が難しいところもありまして、忙しい御家庭ですと、なかなか意識はあってもできないというところもあると思います。家庭だけに求めるのではなく、事業者とも絡めた何か、具体的な対策を考えているかということをお聞きしたいです。

最後に、不法投棄についてです。私は茨城県つくば市にある研究所に所属しております、茨城県で2019年に、不法投棄ではありませんが、リサイクル処理業者の廃材が規制以上に積まれていて、火災が起きた事案がありました。その時は規制より5メートル以上高く積み上げられていたことから、火災の消火に12日間ぐらいかかり、近所にお住まいの方に影響が出たということもありました。不法投棄の件数が徐々に増えているというのは、不法投棄された場所に更に追加されているのか、それとも新たに不法投棄された場所が増えているのか教えていただきたいです。以上、3点になります。

○川合会長 それでは、資源循環推進課長からお願ひします。

○今川資源循環推進課長 今3ついただいた御質問のうち、先の2つについてお答えさせていただきます。まず、今回お示ししている資料のベースとなったデータについては、毎年行っている実態調査のデータでございますので、県のホームページに掲載しております。そのデータをまとめたのが今お示ししている資料ですので、この計画も出来上がれば、当然県のホームページに掲載いたします。これらデータもぜひ御活用いただければ幸いでございます。

2つ目のリチウムイオン電池に関する御質問ですが、冒頭の部長からの挨拶でもございましたが、本県でもごみ処理施設の火災が起きておりまして、リチウムイオン電池に由来する可能性が高いものもあります。リチウムイオン電池の正しい取扱方法あるいは適切な分別排出を徹底していただきたく、事業者と連携した啓発活動を行っております。今年度で言いますと、県が作成したポスターを鉄道会社あるいは家電量販店に提出していくなど取組も行っております。また地元テレビ埼玉でCMを流したりもしております。来年度については、別の形も含めて、様々な連携により啓発を行っていきたいと考えております。2つ目までは以上でございます。

○川合会長 続いて、産業廃棄物指導課長、お願ひします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。ただいまの御質問に関する27ページ目の表については、環境省が全国の市町村からデータを集計した情報をこちらに掲載しております。この表において、令和4年度と令和5年度の数値を御覧いただくと、不法投棄件数が埼玉県内で7件増えておりますが、新たに不法投棄されたものでございます。実際には、ある市で増えている状況であります、それ以外の市町村ではほとんど増えていない現状です。埼玉県では、3,000立方メートル以上の廃棄物が不適正に堆積された状態を廃棄物の山と呼んでおりますが20年前の平成17年に県内全域調査したところ、その当時は91カ所でした。

その後、行為者や土地所有者が撤去したものが14カ所。県等でお金を出し合った積立金を使って撤去したものが3カ所で、合計17カ所が完全に撤去されました。その後、逆に4カ所大きい山ができましたが、基本的にはこのような廃棄物の山も含めまして、不適正保管が長期にわ

たって放置されているものにつきましては、環境管理事務所が定期的にパトロールを実施しており、周辺環境に影響がないことを随時確認しております。令和4年度から5年度に関して件数が増えたのは、残念なことですが、新たに不法投棄されないように、パトロールを実施しているところでございます。以上です。

○川合会長 家田委員、いかがでしょうか。

○家田委員 ありがとうございます。承知しました。

○川合会長 では他にいかがでしょうか。井原委員、お願いいいたします。

○井原委員 よろしくお願ひします。資料2に関して、質問というかお願ひがございます。

目指す方向性で、サーキュラーエコノミーシステムの確立をあげていただいているのは、本当に素晴らしいと思っております。ぜひ、先ほど深谷委員が御発言されていました「埼玉県としての特色を出してはどうか」という観点からサーキュラーエコノミーに重点的に取り組んでいただけたら嬉しく思います。

施策体系のところでも、新たに3つ施策を追加したということで、こちらの施策も現実的に推進されれば効果のあることになると思いますので、賛同いたします。一方で3つの施策というのが、進捗を可視化するという意味では数値目標をたてるのは非常に難しく思われます。また、事業者がメインで行っていくような形になると思いますので、当然コストがかかり価格に反映されていきますので、そういった意味でも、助成金などのサポートがないと、なかなか進んでいかないと感じております。ぜひ数値目標、例えば、KPIでも構わないですが、これから考える計画素案の中にこの3つの項目を入れていただけすると施策が進んでいくのではないかと考えます。

あともう一つ。先ほど大河内委員からございましたサーマルリサイクルの実績値をしっかりと取っていただきたいと思います。サーキュラーエコノミーを行っていくにあたり、サーマルリサイクルをすすめることは相反すると思います。よって、サーマルリサイクルの実績値をしっかりと取ることによって、サーキュラーエコノミーの進捗状況を把握できると考えます。今後の削減目標の設定をお願いします。よろしくお願ひします。

○川合会長 それでは、資源循環推進課長、お願ひします。

○今川資源循環推進課長 御意見ありがとうございます。サーキュラーエコノミーについて、新規に3項目たてさせていただきましたが、どのような形で進捗を管理するかということを今後検討したいと思います。

また、サーマルリサイクルについての話もございましたが、今回お示しした数値目標において、資料の3ページに記載させていただいたところですが、数値目標の「1一般廃棄物」であれば1人1日当たりの焼却量、「2産業廃棄物」の循環活用量について、環境部の視点で申し上げると、サーキュラーエコノミーの指標になりうると考え、今回数値目標に入れさせていただきました。御意見とは違うかもしれませんが燃やすものが減っていくというところが、循環に回るものを量ができると考え、設けさせてもらったものでございます。以上でございます。

○川合委員 井原委員、いかがでしたでしょうか。

○井原委員 ありがとうございました。

○川合会長 その他、いかがでしょうか。西田委員、お願ひします。

○西田委員 聞き漏らしていたら、申し訳ございませんが、21 ページの④最終処分状況で、上段と下段にそれぞれグラフがありますが、上段の図のタイトル、1 人 1 日当たりに最終処分量の推移と書いてありますが、一人当たりではないと考えますが、いかがでしょうか。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 御指摘のとおりでございます。

○川合会長 その他、いかがでしょうか。内沼委員、よろしくお願ひします。

○内沼委員 ありがとうございます。一点だけ、先ほど不法投棄のお話がありましたが、結局新たにというのは、最近目に見える形の場所だと思いますが、山間地域を抱えているところは山に不法投棄がすごく多いです。この間も外国人が不法投棄をして、警察に捕まったという話を聞きました。そのようなところもこの表に入っているのかお聞きします。

○川合会長 産業廃棄物指導課長、お願ひします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。御説明が足りず、申し訳ございません。こちらの統計については、1 力所当たり、10 トン以上の廃棄物が不法投棄されたものの統計でございます。内沼委員がおっしゃっているお話について、私も承知しておりますが、1 力所あたり 10 トンはないということで、カウントされてない可能性が高いです。以上になります。

○川合会長 内沼委員、いかがでしょうか。

○内沼委員 10 トン以上になっていると、やっぱり山盛りにしているのでわかりますが、10 トンを満たない、そういう不法投棄をされているところの状況について、ここには書いていないだけで、県は把握しているのかそんなに多くないところでも把握しているのか、再度、お聞きします。

○川合会長 産業廃棄物指導課長、お願ひします。

○宮原産業廃棄物指導課長 私どもでもパトロールをしておりますし、また各市町村に併任職員の辞令という形で、県の職員と同等に産業廃棄物の立入に行けるようにしております。そういう中で、今回事件のあった現場を町の職員が発見して、そこが発端で今回の逮捕に至ったというような事例になります。

その他にも、不法投棄 110 番であるとか、昨年から県民の方から連絡いただける、いわゆる携帯アプリも活用しており、いろんな方面から情報をいただき、県の職員がすぐに現場に行くようにしております。以上です。

○川合会長 内沼委員、いかがでしょうか。

○内沼委員 はい、よろしくお願ひします。

○川合会長 そろそろ終了の時間が近づいてまいりまして、あと一つぐらいと考えております。いかがでしょうか。杉田委員、お願ひします。

○杉田委員 先ほどから本質論でないことばっかり伺っているような気がしておりますが、このテーマは人口減少時代に向けて、ごみ処理施設をどうしていくのかという大きな問題がこれから押し寄せてくると思います。

(諮問事項 1 の) このスケジュール案を見させていただいた時に、来年の 9 月にパブリックコメントを実施というスケジュール感になっておりますが、確かに 6 月が環境強化月間。そういったこともあるでしょうし、私が県の色々な審議会に出させていただく時に、パブコメに関して、非常に形だけのパブコメになってしまっており、時には 1 件か 2 件くらいしかコメントが

出てこない、そういう現実を経験しております。このスケジュールに沿って、来年の9月の時には、県民の方から多くのパブリックコメントが寄せられるような工夫をぜひお願いしたいと思います。以上です。

○川合会長 それでは、環境政策課長お願ひします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。ただいまの杉田委員から御指摘いただいたパブリックコメントにつきましては、環境基本計画のスケジュールでございまして、廃棄物処理基本計画のパブコメもこの後実施します。御指摘を踏まえ、形式的な県民コメントにならないように、しっかりと周知方法等も工夫しまして、より多くの県民の方から御意見いただけるように、努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○川合会長 杉田委員、いかがでしようか。

○杉田委員 よろしくお願ひします。

○川合会長 予定していた時間が来てしまいました。まだまだ、御意見ある方もいらっしゃると思いますが、諮問事項2の次期廃棄物処理基本計画の策定について、本日いただいた意見を踏まえて、次回の審議会までに取りまとめることといたします。

以上で、予定しておりました議題が終了しましたが、最後に委員の皆様より、ここで御発言しておきたいというございましたらお願ひしたいのですが、いかがでしようか。

それでは、令和7年度第2回環境審議会を閉じたいと思います。本日は御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会（中山） ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回環境審議会を閉会いたします。

なお、次回でございますが、令和8年2月3日、火曜日に第3回埼玉県環境審議会を予定しております。改めて御案内させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時15分閉会